

事務連絡
平成 29 年 4 月 28 日

都道府県
各 指定都市 社会福祉法人担当課（室） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

社会福祉法人に財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例の承認特例について

平成 29 年 4 月 1 日から、個人が社会福祉法人に財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例について、国税庁長官の承認を受けるための手続が簡素化されることとなりました。この手続きの簡素化のための要件や手続について、国税庁作成のパンフレットをご参考までに周知いたします。

都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

（参考）

※ 租税特別措置法第 40 条の規定による承認申請（国税庁 HP）

<https://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/joto/annai/23300007.htm>